

武蔵野市財政援助出資団体経営改革プラン(対象団体:社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会)

平成 22 年7月改正

<目次>

1	プランの目的	1
2	対象団体	1
3	計画期間	1
4	経営改革プラン	2
(1)	経営健全性の確保	2
(2)	事業評価の導入と事務事業の見直し	3
(3)	団体職員の人材育成と財政基盤の強化	3
(4)	人事・給与制度の見直し	3
(5)	組織・職員数等の適正化と目的・目標達成に向けた効率的運営の推進	4
(6)	情報公開の更なる推進	4
(7)	武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会	4

1 プランの目的

財政援助出資団体は、武蔵野市が主に出資等を行って設立し、基本的に市政の代替・補完機能を担っている。各団体は設立趣旨を的確に果たすよう常に自ら経営改善を進めると同時に、市は団体の設立者として、団体のあり方を見直し、適切な指導監督を行わなければならない。

平成 16 年度の指定管理者制度の導入や平成 20 年 12 月からの公益法人改革の実施、平成 21 年 4 月の財政健全化法施行により団体の負債の一定部分が市の将来負担比率計算上に反映されることになり、市の財政と団体の財政を一体として考える必要が生じたことなど、市及び団体を取り巻く環境が変わった。それにより、各団体を取り巻く社会環境の変化は厳しさを増している。

これらの変化に適切に対応できるよう、団体の更なる自立的経営を促進し、団体の活性化をはかるため、この経営改革プランを策定する。

2 対象団体

区分	団体名	設立目的
援助団体	社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会	武蔵野市民が武蔵野市における市民福祉の向上を図るため、市民による組織的活動を促進し、地域福祉の増進に寄与する。

3 計画期間

平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間を計画期間とする。

4 経営改革プラン

(1) 経営健全性の確保

団体ごとの経営改革プランの着実な実施		
取組目標	<p>団体の経営状況を的確に把握し、健全な経営を促すよう指導監督を行う。</p> <p>市の団体所管部課は団体が自主的に経営改革を推進するよう、平成 22 年度を初年度とする3か年の経営改革プランを平成 21 年度に策定し、それに基づき、健全な経営を行うよう要請する。</p> <p>近年の社会情勢や福祉の動向を踏まえると市民社協では、「事業部門」の改革と併せて「運営部門」の改革も必要であると考え。「事業部門」では、多様化する地域福祉の現状に対応するため、現在の連絡調整・地域社会組織化・受託事業だけでなく、地域福祉コーディネーターの新たな展開の企画や住民や団体への支援の充実させる事業の企画を要請する。また、「運営部門」では、経費削減に努めるとともに、自主財源率の向上に努め、財源健全化等の検討や、さらには、職員体制、理事会・評議員会の意思決定機関の改革を要請する。</p>	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	市経営改革プラン及び団体の経営改革プランを着実に実施する。また、武蔵野市民社会福祉協議会中期計画(21～24 年度)の進捗状況についての報告を求め、改善が必要な点については指導を行う。
	H23	市経営改革プラン及び団体の経営改革プランを着実に実施する。また、武蔵野市民社会福祉協議会中期計画の進捗状況についての報告を求め、改善が必要な点については指導を行う。
	H24	市経営改革プラン及び団体の経営改革プランを着実に実施する。また、平成 25 年度を初年度とする経営改革プランを策定する。また、武蔵野市民社会福祉協議会中期計画の進捗状況についての報告を求め、改善が必要な点については指導を行う。第3次地域福祉活動計画の策定については、市の地域福祉計画と連動して策定するよう支援する。

団体に対する運営費補助と委託料の精査		
取組目標	<p>市から団体への財政支出は、団体の運営等に対する補助金と団体への事業委託との区分を明確にする。運営費補助については、厳しく内容を精査し、団体の自立的な経営努力を促進するために必要最小限とする。また、事業委託については、類似の民間企業との競争を前提に金額を算定し、常に費用対効果の検証を行う。</p> <p>なお、市民社協については、平成21年度に事業費補助と運営費補助の区分を明確にしている。</p>	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	委託料の見直しについて市側で検討する。その後、団体と協議を行う。補助金については、引き続き内容を精査する。
	H23	委託料の見直しを行う。補助金については、引き続き内容を精査する。
	H24	委託料の見直しを行う。補助金については、引き続き内容を精査する。

(2) 事業評価の導入と事務事業の見直し

事業評価の導入と事務事業の見直し		
取組目標	中期計画に基づき、市民社協として組織の目的・目標を明確化し、事業、財務、人事・組織について経営目標を立て、それらが適正に実施されているかを毎年評価し、進行管理を行う。	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	①事業 ②財務 ③人事・組織についての経営目標を立てて実施状況を評価、報告するよう要請する。改善が必要な点については指導を行う。
	H23	①事業 ②財務 ③人事・組織についての経営目標を立てて実施状況を評価、報告するよう要請する。改善が必要な点については指導を行う。
	H24	①事業 ②財務 ③人事・組織についての経営目標を立てて実施状況を評価、報告するよう要請する。改善が必要な点については指導を行う。

(3) 団体職員の人材育成と財政基盤の強化

団体職員の人材育成と財政基盤の強化		
取組目標	組織全体のレベルアップとなるべく、市民社協の研修計画に基づき、職員の資質の向上、多様な能力の開発、意識改革などを図ることを要請する。 財政基盤の強化にあたっては、財務の立て直しを目指し、勤務体制の見直しやアウトソーシング化の検討を要請する。	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	・経営を担う人材育成の強化のため、研修計画にもとづく職員研修を着実に実施し、組織全体の更なるレベルアップを図ることを要請する。また、他団体との人事交流の可能性について検討することを要請する。 ・経費節減に向け、勤務体制の見直しやアウトソーシング化の検討について要請する。
	H23	・引き続き職員研修の着実な実施により、組織全体のレベルアップを図ることを要請する。 ・他団体と人事交流の実施を要請する。 ・財務状況が良好なものとなるよう、自主財源の拡充策を図ることを要請する。
	H24	・引き続き職員研修の着実な実施により、組織全体のレベルアップを図ることを要請する。 ・他団体と人事交流の実施を要請する。 ・財務状況が良好なものとなるよう、自主財源の拡充策を図ることを要請する。

(4) 人事・給与制度の見直し

人事・給与制度の見直し		
取組目標	事業内容や事業の優先度に応じた人事管理を行うことや、市民社協の経営・財政状況等に則し、また、他の財政援助出資団体との均衡も図られた適正な給与制度に見直すことを要請する。	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	22年度より東社協の給料表を適用する。経営・財政状況等に見合った適正な給与制度を引き続き検討するよう要請する。 職員の能力・実績に応じた評価がなされる人事制度の検討を要請する。
	H23	職員の能力・実績に応じた評価がなされる人事制度の検討を要請する。
	H24	職員の能力・実績に応じた評価がなされる人事制度の検討を要請する。

(5) 組織・職員数等の適正化と目的・目標達成に向けた効率的運営の推進

組織・職員数等の適正化と目的・目標達成に向けた効率的運営の推進		
取組目標	<p>理事は、市民社協と関係機関・団体との関係をつなぐ役割を担うため、予め定めた団体からの選出も必要であると考え、改めて適正な選出団体や定数となるよう要請する。議決機関の評議員も、評議員としての役割や市民社協への理解を深める機会を定期的に設け、責任ある運営経営体制の確立を要請する。</p> <p>職員体制については、組織の目的・目標を明確に示し、柔軟な勤務体制を導入する等、引き続き職員のモチベーション向上につながる体制作りを要請する。</p>	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	理事・評議員の適正な選出団体や定数の検討、また責任ある運営・経営体制の確立に向けての検討を要請する。 仕事に対する意欲向上や業務の効率化を図るため、組織の基本理念の浸透を図ることを要請する。
	H23	理事・評議員の適正な選出団体や定数の検討、また責任ある運営・経営体制の確立に向けての検討を要請する。 仕事に対する意欲向上や業務の効率化を図るため、各職層における職員の役割を明確にする作業を行ってもらうことを要請する。
	H24	理事・評議員の適正な選出団体や定数の検討、また責任ある運営・経営体制の確立に向けての検討を要請する。 仕事に対する意欲向上や業務の効率化を図るため、業務内容に合致した評価指標による目標管理制度の検討を要請する。

(6) 情報公開の更なる推進

情報公開の更なる推進		
取組目標	<p>団体の信頼性向上を図るため、ホームページ等を通じ、定款、事業計画、財務諸表、事務事業評価、活動内容などを市民にさらに分かりやすく公表することを要請する。</p>	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	引き続き、利用者に分かりやすい情報を提供できるよう、広報紙や HP の内容を充実させるよう要請する。
	H23	第3次地域福祉活動計画の策定において、新たな広報活動の検討を要請する。
	H24	第3次地域福祉活動計画の策定において、新たな広報活動の検討を要請する。

(7) 武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会

武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会（市と団体間、団体相互の連絡調整の強化）		
取組目標	<p>市の団体に対する指導監督の基本方針の周知、その実施方法の検討、市と団体相互の連絡調整、各団体が抱える課題の情報共有、各団体が実施する類似の事業の再編等を行うため、市長と団体の経営者による武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会を毎年実施する。</p>	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	経営懇談会において、現状及び課題について情報交換を行い、経営改善に努めるよう要請するとともに、健康福祉部及び関連法人連絡会議において情報共有を進める。
	H23	〃
	H24	〃